

## ○疑義照会回答（その他）

1. 書類の提出・受付・返戻等に係る取扱い……………P 1 整理番号 1～2

疑義照会回答（その他）

制度	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
共通編	書類の提出・受付・返戻等に係る取扱い	1	本人確認等について	—	<p>以下の点についてご教示願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年金手帳、年金証書及び改定通知書等日本年金機構から本人に交付された文書のみでの本人確認で「相談」は行えるのか。</li> <li>2. 「相談」が行えとした場合、相談の際に使用した相談者本人の年金記録等を交付することはできるか。</li> <li>3. 「2」で交付できない場合、本人は帳票に基づいてメモをとることはできるか。</li> <li>4. また、業務処理マニュアルの「窓口装置により出力された諸帳票」には、年金見込額などいわゆる「ハードコピー」も含まれるのか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年金手帳等による本人確認で来訪相談は行えます。ただし、本人であることに疑問が生じた場合は、適宜確認が必要です。</li> <li>2. 相談の際に使用した相談者本人の年金記録等の交付は、マニュアルにより定める本人確認を行ったうえで交付してください。</li> <li>3. 交付できない場合で、記録の閲覧により相談者の理解が得られると考えられる場合は、当該記録を相談者に閲覧させることは可能です。また、メモを取ることも可能です。</li> <li>4. 「窓口装置により出力された諸帳票」には、ハードコピーも含まれます。 なお、来訪相談においては、写真付身分証明書により本人確認ができる場合に限り、その場で作成して交付してください。</li> </ol>
共通編	書類の提出・受付・返戻等に係る取扱い	2	障害基礎年金の本人あて請求書等返戻後の受付日について	—	<p>市役所より障害基礎年金の裁定請求書等返戻後の受付日について、相当期間経過後、その当時の受付日（事後重症請求）で請求することが可能かどうかの照会がありましたのでご教示願います。 また、請求が可能な場合、追加書類として現在の状態の診断書の提出のみで審査可能かどうか併せてご教示願います。</p> <p>&lt;事例&gt; 平成12年7月4日に市役所にて受付後、平成12年7月19日に旧社会保険事務所にて請求書を受付する。その後、平成12年7月26日に旧社会保険事務局に認定依頼をするが、診断書の内容確認及び整備が必要のため平成12年8月10日に旧社会保険事務局より診断書の返戻を受ける。旧社会保険事務局からの返戻を受け、平成12年8月22日に市役所あて診断書の整備依頼をする。相当期間経過後の平成23年2月以降に不備事項の補正完了として市役所にて前回受付分（再受付）とすることが可能かどうかの照会となります。</p>	<p>本件については、受付処理簿に返戻の事蹟が明確に掲載されているため、当初の受付日で請求することは認められません。</p>